

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成25年6月7日(金)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	吉田正昭	副委員長	佐藤茂
	委員	松本正美	委員	戸谷裕治
	委員	山田新太郎	委員	菊地久
	委員	高阪康彦		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため 出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	総務部長	加藤恒弘	総務部長兼 税務課長	服部康彦
	民生部長	佐藤一夫	民生部長兼 子育て推進課長	鈴木利彦
	保険医療課長	山本章人		
職務のため 出席した者	議長	高阪康彦	議事局長	松岡英雄
	補佐	伊藤恵美子	書記	服部有規
付託事件	議案第32号 蟹江町税条例の一部改正について 議案第33号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について			

○委員長 吉田正昭君

おはようございます。

総務民生常任委員会を開催をいたしましたところ、早朝にもかかわらず定刻までにご参集していただきましてありがとうございます。

それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は2件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりあいさつをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては努めて簡潔、明瞭にされるようお願いいたします。

最初に、議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○総務部長 加藤恒弘君

補足説明につきましてはございませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 松本正美君

20ページですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけれども、今回の個人の町民税の住宅の借入金等の特別控除の件ですけれども、この住宅の借入金の特別控除の適用を受ける期間を延長するという事になっているんですけれども、これは何年延長をするのか。今これ21年度から25年度ということで聞いているんですが、これ以上になるんですか。ちょっとわからないので、教えていただきたいんですけれども。

○総務部次長・税務課長 服部康彦君

済みません。こちらのほうの住宅所得控除の期間でございますが、4年間延長になります。こちらのほうにつきましては、実は消費税が2014年の4月から8%、2015年の10月から10%になるということで、これに伴いまして今回期間の延長があるものでございますので、よろしく申し上げます。

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案の反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○民生部長 佐藤一夫君

さきにご請求いただいております資料につきまして担当課長からご説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○保険医療課長 山本章人君

済みません。それでは、お配りいたしましたお手元の請求資料でございますが、こちらのほうの表1ページ目をお開きください。

今回のその一部改正については、この表にちょっとまとめさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

今回のこの改正は、この左の欄に通常、特定同一世帯、特定継続世帯とありますが、その特定継続世帯に関する項目が今回追加する項目になっております。少し見にくくて申しわけございませんが、薄く網かけの色がついている部分でございます。

第5条の2関係では、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額に関して、負担税額1万5,000円を追加しております。

それから、その右の第24条関係は、7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減額を規定しているもので、その1ページの一番下に該当要件が載せてございますが、このような場合なんです、もともと軽減が設定されており、今回の改正の分に関しても適用されるということでございます。

それから、その下の表でございますが、第7条の3関係、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額に関して、こちらのほうも負担税額3,750円を追加しており、先ほどと同じように第24条関係についても軽減が適用されるということでございます。

続きまして、裏面の2ページをごらんください。

先ほどの5条の2を例に、平成20年から4月の同一特定世帯に該当した場合の例を挙げさせていただきます。上のほうの現行制度では、平成20年にできた特定同一世帯、こちらの特定同一世帯というのは、もともと国保の世帯で、他の世帯員が後期高齢者制度のほうへ行ってしまって1人だけが国費に残った世帯でございますが、そのような場合、5年間は2分の1の軽減措置がございます。ただし、5年を経過するともとに戻ることになっておりますので、この例でいきますと、25年の3月で平等割額が軽減なしの2万円に戻ってしまいますので、少しでも負担を和らげようということで、下の図になりますが、4分の1ではございますが、3年間軽減を継続しようという措置が今回の改正でございます。

なお、該当するのは資料の一番下でございますが、国保加入世帯5,606世帯のうち、これは4月末時点ですが、特定継続世帯は170世帯、ちなみに2分の1軽減の特定同一世帯は388世帯という数字でございます。

また、なかなかわかりにくくて申しわけございませんが、この例は20年から特定同一世帯に該当という前提の図にしておりますが、例えば23年から特定同一世帯に該当すれば、23、24、25、26、27の5年間は2分の1の軽減、その後の28、29、30が4分の1の軽減。例えば、ことしの25年から特定同一世帯に該当すれば、25、26、27、28、29が2分の1軽減、その後平成30年、31年、32年が4分の1軽減ということになるということで、5年間、3年間の軽減はずっと続いていくということになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございます。

補足説明が終わったので、直ちに質疑に入ります。

○委員 菊地 久君

本会議のときに資料の説明を求めましたところ、こうやって資料を提出してくださったわけですが、この要は問題は、なぜこういうようになったかということについては、私は言うまでもありませんけれども、平成20年から後期高齢者という形で医療保険制度ができたそのときに、もう既に後期高齢者、75歳になった夫、それから75歳以下の妻が国保に入っていた場合に、初めてその時点からこういう制度に変わって5割軽減というようなことになった。そういうスタートの中で、じゃ去年なった人はどうかという質問をしなかったんですが、今答弁の中で、なった人はそれから数えて5年間はよろしゅうございますよと。20年からなった人は5年で切れますので、今度からは軽減が25%になってしまいますよと、こういう提案であります。

これは、国で決まったことでありますので、それに基づいて、じゃ蟹江町は該当者どうなのか。それも、これ資料できょう出していただいたんですが、国保の加入世帯が5,606世帯

で、特定同一世帯が388世帯、特定継続世帯が170世帯と、こういうふうになっておりますので、では今の、来年、25年どういような変化していくかわかりませんが、どのような金額をその該当者ですね。該当者の負担金というのは幾らなんだろうかな。5割軽減が5割じゃなくなりますものですからね、そうすると、おのずから該当者は負担金がふえるということですよ。このふえる分というのは、蟹江のこの会計から言っていっていったときに大体幾らなんでしょうかと。この総金額を一遍ざっと言っていたきたい。つけ加えて質問をそのときに言っていないのでしたので、どうなんでしょうか。

なぜそういう質問をするかといいますと、こうやって国が法律で勝手にと言え失礼でございますが、国のほうが後期高齢者の医療制度で国保のほうから負担金、健保から負担金をしながら75歳以上のお年寄りの保険というのを独立させてね、手厚く介護してくれるということになったのかどうかは別といたしまして、そういう制度になっているいろいろ負担をしてきたわけですが、今回5割負担から25%負担になったときに、該当者は変化するわけ。余分に払わなければならなくなるということなんだ。そのまま継続で、5年間の暫定ではなしに永久にしておいていただければ、別にそのものがずっときたわけ。でも、暫定措置として5年間というやつがあるものですから、じゃ25年からになった該当者はふえるわけ、支払いがね。何かその支払い額は大体総額幾らかな。

国は国の制度であるけれども、だったら高齢者を守る、生活を守る立場から、そのぐらいの金額だったら国保会計のほうに繰出金をふやして全額町で面倒を見たらどうだという意見というのは、必ずこれはついて回る意見なんですね、できる、できん別にしてね。国は国で法律をつくってやってくるものですから、地方自治体は自治体として、それを踏まえて国の言ったとおりにやるべきだ。そうではなしに、手厚くできることは福祉の拡大でできんのか。このぐらいのことだったら面倒を見るかどうかとかね、そういうことがやっぱり一番大事なことでございますので、いかがなものでしょうか。金額的にどうなんですか。この数字出ておりますので、ざっと。それが、まず1点。

○民生部長 佐藤一夫君

ただいまのご質問でございますが、まず今回の特定継続世帯170世帯、この方たちに係る5年経過後4分の1になった場合に、2分の1から4分の1になるわけでございますので、金額としては加入者の方から見れば4分の1増加するという格好になるわけでございますが、その方の最高の上がる額が、こちらの提出させていただきました資料の1ページの上の表、5条の2関係の特定継続世帯1万5,000円で、通常の場合に2万円ですから、まず5,000円ここで差額がございます。それから、その下、7条の3の特定継続世帯3,750円と通常の5,000円の差額が1,250円ございます。これを足しました6,250円というのが最大の差額になります。と申しますのは、7割、5割、2割という軽減がございますので、軽減ない方について、1年間にこれだけ最大という5年間の軽減があった場合と比べると上がるということになりま

す。だから、全体の数字としましては、まだ今のところこの本算定前でございまして、7割、5割、2割という軽減に係る方たちの人数がきちっと出ておりませんので、大変申しわけございませんが、最大でということでお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員 菊地 久君

それで、要は、存外、この保険料の出し方だとか、ぴんとこないのがいっぱいあるんですよ。今75、私はまだ75になっていませんが、75になったときだと、女房が下でございまして、これに該当してくるわけです。該当者になるわけ。75以下の人は国保そのままでございますが、こういう制度であるものですから、どういう形になっていくのかなど。新たになる人は、今言ったようにそのままいくものでわからん。しかし、20年になった人が今回からは上がるわけ。上がるものですから、その人がなぜと、なぜ私たちは上がるのと言われたときの数字、その説明というのをね、やっぱりしてあげにやいかんわけですよ。何で、このぐらいだったら、何で町で持ってくれなんだのという声が必ず出てくるの。それで、総額やってみたら幾らぐらいだと。何、その程度だったらという話は必ず私は出ると思う。

だから、要は基本的に、少子・高齢化社会の中で高齢者の問題について、福祉拡大ができるのか、切り捨てになっていくのか、地方の政治家の政治姿勢によってね、これから福祉の問題というのは非常に捉え方が変わってくるんですよ。蟹江町は、子供に対してはどうなんでしょうねと、お年寄りに対してはどうなのでしょうねと。できることは一生懸命やってくれとるのかなど。こういうことを見過ごしとりやしないかとかね、真剣に考えとってくださいっておるのかね。国保の繰出金の問題も、今共産党さんはおみえになりませんが、おみえになれば必ずこれは、ここの問題は1つの意見としてね、国保の繰り出しを町からもっと出してあげたらどうだ、国保会計を、そしてこういう人たちの上がる金について面倒を見たらどうだと、こういう意見が必ず出るであろう。いないものですから、かわりに私が出そうなことについては質問をしたり申し上げたいものですから、そのことについてね、どういように理事者側が対処しようとしたのか、どう考えとったのかという政治姿勢の問題でございまして、それらについて一遍どのようにお考えになっておられたのか、民生部長としてはどう考えてみえたのか、町長としてはどうなのかということについてね、ちょっとお答えを願ひしたいと思います。

○民生部長 佐藤一夫君

ただいまおっしゃいましたように、平成20年4月、後期高齢者医療制度開始になりました。そのときに、どうしてこういった経過措置というのが設けられたかと申しますと、国保加入者が1人になってしまった、1人が後期のほうに移行して。という場合に、その2人の保険料を合わせた場合に、それまでよりもふえてしまうというケースが出てまいります。ということから、保険料が急激に上がるかもしれないという部分を軽減するという意味で激変緩和

措置という格好でとられたのがまずこの制度ということでございまして、この5年間の軽減措置というのは今後も今のところはずっと続くということでございまして、急激に上がることはないであろうということが1つ。

そして、もう一つは、その5年間の経過の後、もとに戻ってしまうところを4分の1であります。軽減を継続するという意味で、2人の国保と、それから後期高齢のほうの保険料を合わせた部分が少しでも安く抑えられるようにというのがこの今回のご提案ということでございます。

それから、先ほど申し上げました最大6,250円上がるかもしれない。全体の金額としては、このままの算数やった場合でも約100万円ぐらいということになります。金額としては、全体から見れば本当に少ないものかも知れませんが、最近のところを見ますと、一般会計からの繰入金がこのところぐっとふえております。それから、逆に準備基金のほうはほとんどないような状態のところまで来ております。と申しますのは、準備基金を繰り入れて一般会計の繰入金を抑えとったという面がございまして、今後もそういった面では国保会計のほう非常に財源的に厳しいものは続いていくであろうということは想定できるものですから、そういうあたりを踏まえまして、おっしゃいました加入者の方には、4分の1上がるということにはなってしまいますが、逆にこれは地方税法の改正によるものではございませんけれども、町もそれにあわせて4分の1の軽減を続けさせていただくということで、両方あわせてご理解いただきたいというふうに考えております。

○町長 横江淳一君

菊地議員の質問にお答えしたいと思います。

今、担当がお答えしました国の制度であります。といっても、国民皆保険、これは本当に戦後脈々と続きました日本国民にとって非常にすばらしい保険制度だということは言うまでもございせん。しかしながら、近年、先ほど来からお話になっておりますように、前の老人保健から今度は高齢者の保険に切りかわりました。20年の4月であります。その前までは、国保から拠出金という形でお金が出ておったわけですが、今は支援金という形。これは、釈迦に説法でありまして、皆さん十分ご理解いただいているところではありますが、実は思ったよりこの支援金が伸びております。これは、多分国も計算違いをしたんではないかなというふうに私は思っております。

そういう意味で、蟹江町といたしましても、国保の歳入につきましては、例えば近隣の弥富市、飛島村、4市2町1村を見ても、資産割、応益割、応能割とっておりますけれども、名古屋は資産割とっておりません。ある意味同じような自治体、同じような人口でも歳入については相当のばらつきがあるというのはご存じだというふうに思っています。後期高齢者制度に移行して、これは広域でやっておりますが、国保も今国では広域でやろうじゃないかという動きがございまして、これ、国の厚労省の資料を見ておりますが、試算をいたしました

けれども、実際そうなってきましたと、過疎地ほどどんどん国保のお金が高くなってしまいう現象が起きるものですから、それをどう平準化するかということに今多分厚労省は躍起になっているんじゃないのかなということも容易に想像はできます。

そんな中で、当蟹江町の国保状況を見ておきますと、今、部長が申しあげましたとおり、平成19年度は大体繰入金で1億5,000万円程度あったやに聞いております。私が町長に就任して以来、平成17年から21年までの集中改革プランの中で、国保というのは独立した会計である特別会計であるがゆえに、できるだけ一般会計からの繰り入れ、これだけは法的な繰り入れは別として繰り入れを少なくしようということで、共産党さんからもいろいろ揶揄されましたが、我々としてはそれを堅持してまいりました。でも、一方、保険料も抑えるようにということでやってまいりましたが、ここへきまして、いわゆるちょっとお話をしました準備金も枯渇をしてまいりました。1億5,000万円程度あった基金も、24年度末では500万円、600万円程度に、もうほぼないに等しい状況に実はなっております。

国保料を上げればいいのかという簡単なものではありませんので、我々としてはしっかり医療費の抑制を考えたり、我々地方自治体でできることをお互いに地域の周辺の自治体とも相談しながらしっかり医療費の抑制にも努めていかなければいけない中で、今回の国のこの軽減措置の延長、これは本当に、確かに菊地さんおっしゃるとおり厳しい状況ではありますけれども、何とかご理解をいただいて、5年プラス3年の4分の1軽減、これをご理解をいただけるとありがたいのかなというふうに思っております。

私といたしましても、100万円から150万円程度じゃないかと。今、応益割、資産割のあれが出ておりませんので、7割、5割、3割がどういう状況になるかは計算できません。しかし、単純に6,250円掛ける人数割が皆さんの負担がふえるのも事実でありますので、これについては大変申しわけございませんけれども、ご理解を賜りたいな、こんなことを思っております。菊地議員もその対象であるということも聞いておりますが、大変申しわけございませんが、それぞれお話をしてお話を願っていただけるとありがたいことだなと。国保料につきましても、来年度そろそろ検討に入らなければならない状況にひょっとしたら陥るかもわかりません。ことしはお認めをいただいて、9,900万円の一般会計繰り入れをしている状況であります。来年度については非常に厳しい状況にありますので、そこのところをご理解いただけるとありがたいというふうに思っております。

以上であります。

○委員 菊地 久君

この制度そのものもいいとか悪いではないんですが、大体スタートの20年の75の人が、5年後は今そのまま奥さんが73で国保だと。すると、2年たつと国保じゃなくなるわけ、奥さんもね、なくなる。最初受けた75の人は、5年、3年、8年ね、最高で8年。大体平均寿命を男が80歳、女が85歳という計算でやっていると、そのことで大体みんな亡くなっちゃう

と一番計算式が成り立ったようなやり方だと思うんですが、国のほうはね。長生きすればするほど、保険だとか医療費だとか、そういうものがかかってくるのは当り前のことですよ。だから、最初の試算と違ってきたことは事実だと思うんです。

蟹江町も、少子高齢化社会で、国保会計そのものも大変だということはわかるわけ。そこで、今、町長ちょっと触れましたけれども、国保会計もこの単独で市町村がね、行政体がいつまでも任されてやっておるが、事務でも大変ですしね。だから、ぜひこれは県でやってもらいたい。そういう今動きもあるものですから、後押しを我々としてもね、できたらこれは大事なこと。これから本当に大変なことになりますとね、小さな市町村や何かは耐えられんような状況も財政的になると思いますので、これは当然、本来ならば国が全部やるべきですよ。国がやらないかん。国がサボってやらんものですから、県がやらないかんというようなね。それで、最後に町村に押しつけられて、町村でひいひい言っとるものですから、ぜひ声を大にしてね、今チャンスでございますので、もっと大変なことになってくると思いますので、県で面倒を見るように、広域行政でやれるようにという意見をね、十二分に言っただけならば大変ありがたいなと。こういう条例改正のたびにね、やっぱり我々も声を大にしておかないと、いいわ、いいわでね、国のほうはええわ、ええわで、国で決めてぽんと押しつけてくるだけなんです。それでは我々たまったものじゃございませんので、ぜひこの改正の時点で国や県へ物を言っていくということが一番大事じゃないかと思いましたので、町長もその先頭に立って頑張ってくださいということもお願いをしておきたい、こう思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日付託されました案件はすべて終了しました。

なお、委員長報告の作成については私にご一任お願いいたします。

もう一つなんですが、皆さんにお諮りいたしたいと思います。13日の代表質問終了後に、消防指令センターと蟹江高校跡地を視察したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、視察を行うことに決定いたしました。

なお、視察は防災建設常任委員会も一緒に視察を行いますので、ご承知おきください。また、後日事務局から文書が発送されますので、お願いします。

それでは、これで総務民生常任委員会を閉会します。

どうもご苦労さまでございました。

(午前 9時30分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 吉田正昭